

狭山市立中学校部活動指導員設置要綱

1 設置目的

狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、狭山市立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の充実を図るために、中学校に狭山市立中学校部活動指導員（以下「部活動指導員」という。）制度を設置する。

2 職務

部活動指導員は、その顧問教師の指導計画に沿って、ボランティアとして専門技術に関する指導を行うものとする。

3 部活動指導員の選任

部活動指導員については、人格及び専門的な指導技術等を勘案し、校長が選任する。申請にあたっては、以下の手続きをとる。

- (1) 選任申請書・・・部活動指導員を設置しようとする中学校の校長は、部活動指導員選任承認申請書（様式 1-1）を教育委員会に提出する。
- (2) 選任決定通知書・・・教育委員会は、前述の申請を受けた場合において、これを適当と認めるときはこれを承認し、該当申請に係る校長にその旨を通知（様式 2-1）するとともに本人に通知（様式 2-2）する。

4 選任期間

- (1) 校長が選任決定通知を受領した日から、その年度の 3 月 31 日までを選任期間とする。
- (2) 活動日、時間、指導内容等については、各中学校で定めるものとする。

5 退任

部活動指導員は、退任しようとするときは、退任しようとする日の 10 日前までに退任届（様式 3-1）を校長を通じて教育委員会に提出する。

6 解任

教育委員会は、部活動指導員が次に掲げる事由の一つに該当したときは、選任期間内においても解任することができるものとする。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないと認められるとき。
- (2) 部活動指導員として適格性に欠くと認められるとき。
- (3) 非行、その他部活動指導員にふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (4) 部活動指導員の導入で学校運営に著しく支障があったと認められるとき。

7 その他

- (1) 実施に当たっては教職員に理解の徹底を図ること。
- (2) 部活動指導員は、1 部活動について 1 名とする。ただし特別の事情がある場合は、教育委員会と学校長の協議の上決定する。
- (3) 1 回につき 1,000 円、月毎の上限を 5,000 円として謝礼金を支払う。ただし、所得税 10% を徴収する。
- (4) 部活動指導員の選任に当たっては、必要に応じて、狭山市立中学校部活動指導員登録制度・狭山市生涯学習ボランティア制度を利用することができる。
- (5) 学校長が適任と認めた指導員は、部活動指導員登録申請書（様式 1-2）を提出するものとする。